## 第1224回 高知市教育委員会8月定例会 議事録

- 1 開催日 令和元年8月29日(木)
- 2 教育長開会宣言
- 3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第35号 令和2年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第3 市教委第36号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

日程第4 市教委第37号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第5 市教委第38号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について

報告 ○高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分の報告

○平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の結果について

## 4 出席者

,	******					
(1)	教育委員会	1番教育長	Щ	本	正	篤
		2番委員	谷		智	子
		3番委員	西	森	やよい	
		4番委員	野	並	誠	$\vec{-}$
		5番委員	森	田	美	佐
(2)	事務局	教育次長	弘	瀬	健-	一郎
		教育次長	高	岡	幸	史
		教育政策課長	島	内	裕	史
		学校教育課長	溝	渕	隆	彦
		人権・こども支援課長	西	原	原 知佐子	
		人権・こども支援課生徒指導対策監	中	井	昭	秀
		教育政策課長補佐	濵	田	光	
		学校教育課人事班長	田	邊	裕	貴
		学校教育課管理主事	Ш	元	雅	_
		学校教育課管理主事	岡	﨑	大	幸
		学校教育課指導主事 掛		水	さおり	
		教育政策課総務担当係長	神	岡	純	子
		人権・こども支援課管理担当係長	三	好	_	義
		教育政策課主任	西	村	夏	海

## 第1224回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

- 1 令和元年8月29日(木) 午後3時~午後4時30分(たかじょう庁舎5階北会議室)
- 2 議事内容

開会 午後3時00分

### 山本教育長

ただいまから第1224回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、よろしくお願いいたします。

## 野並委員

はい。

## 山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第35号「令和2年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。 審議に入る前に確認です。8月定例会において「市教委第31号 令和2年度使用高知地区教科用 図書の採択について」でお諮りし、ご承認いただきましたとおり、家庭科分野に係る教科書採択の 審議につきましては、森田委員にご退席いただくこととなっておりますので、森田委員、よろしく お願いいたします。

それではまず、家庭科以外の教科分野に係る教科書の採択について、事務局から説明をお願いします。

### 学校教育課長

市教委第35号「令和2年度使用高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

本市においての高等学校とは、高知商業高校のことになります。資料といたしまして、お手元の「令和2年度使用高等学校用教科書採択」資料を基に説明いたします。

それではまず、家庭科以外の教科書採択についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。高知市立高等学校教科書採択の流れを示しています。

1として,高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における採択方法とは異なり、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に則して各学校が採択委員会を組織し、教科書の発行者から送られてきます見本本を基に、各教科担当者で意見を集約し、選定理由書を作成いたします。

2として、学校が作成した選定理由書を基に、教育委員会事務局が採択案を作成します。令和2 年度新たに使用する教科書は、全日制の6点になります。次のページにて詳細を説明いたします。

3として,教育委員会事務局が作成した採択案を,教育委員会の職務権限として教育委員会で決定することになります。

次に、2ページから3ページ、「令和2年度使用高等学校教科書(案)」でございます。全日制の 課程が2ページから3ページの中段までとなります。3ページの中段から下段にかけては定時制の 課程となります。

先ほど申しました,令和2年度新たに使用を予定しております教科書6冊は網かけでお示ししております。

それ以外は、昨年と同じ教科書を使用するものです。この案は、5ページから6ページの教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになります。

それでは、新たに使用を予定しております6冊について、変更した説明をさせていただきます。 採択の視点につきましては、子供の現状、実態にあわせて、学科・学年・各コースの目標に沿っ ているかということを基にしております。

まず1冊目,化学の教科について,通し番号22番「化学基礎」数研出版でございます。9ページをご覧ください。上から1番目の欄に記載しております「化学基礎」につきましては,昨年まで啓林館の教科書を使用しておりましたが,数研出版の教科書に変更するものです。

選定理由の欄をご覧ください。選定した理由として3点ご説明します。

1点目は、物質の写真、図録などが数多く取り上げられ、また色遣いにも配慮しており、視覚に訴える工夫が見られる点です。 2点目は、重要語句のポイントが明確にまとめられており、学習者にとって理解しやすい点です。 3点目は、基本から応用まで幅広い例題と章末問題が掲載されており、幅広い学習に対応できる点です。

以上の理由から, 今回教科書を変更するものです。

次に、2冊目も化学の教科について、通し番号25番「化学」数研出版でございます。

9ページをご覧ください。上から4番目の欄に記載しております「化学」につきましても、「化学基礎」同様、昨年まで啓林館の教科書を使用しておりましたが、数研出版の教科書に変更するものです。

選定理由の欄をご覧ください。選定した理由として4点ご説明します。

1点目は、「化学基礎」の復習に当たる内容が取り入れられ、そのつながりによって、化学基礎から化学へと学習が継続して学ぶことができる構成となっている点です。2点目は、物質の写真、図録などが数多く取り上げられ、また色遣いにも配慮しており、視覚に訴える工夫が見られる点です。3点目は、重要語句のポイントが明確にまとめられており、学習者にとって理解しやすい点です。4点目は、基本から応用まで幅広い例題と章末問題が掲載されており、幅広い学習に対応できる点です。

以上の理由から、今回教科書を変更するものです。

3冊目,商業の教科について,通し番号40番「ビジネス基礎」実教出版でございます。11ページをご覧ください。上から1番目の欄に記載しております「ビジネス基礎」につきましては、昨年まで東京法令出版の教科書を使用しておりましたが、実教出版の教科書に変更するものです。

選定理由の欄をご覧ください。選定した理由として3点ご説明します。

1点目は、「NHK高校講座ビジネス基礎」の番組内容ともリンクした構成となっており、事前学習や復習など、より活用の選択肢が広がり、学習者が自ら学べる内容である点です。2点目は、各単元のポイントが、最初に分かりやすく提示されており、何を学習するのか学習者自身の目安・確認に利用しやすい点です。3点目は、ビジネス活動の実社会の写真、図解などが多く取り上げられ、また色遣いにも配慮されており、視覚に訴える工夫が見られる点です。以上の理由から、今回教科書を変更するものです。

4冊目,同じく商業の教科について,通し番号49番「簿記」実教出版でございます。11ページを ご覧ください。下から2番目の欄に記載しております「簿記」につきましては,昨年まで実教出版 「高校簿記新訂版」の教科書を使用しておりましたが,同じ実教出版ではございますが,「新簿記 新訂版」の教科書に変更するものです。選定理由の欄をご覧ください。

選定した理由として2点ご説明します。

1点目は、ライセンスコースの目標の一つである全商簿記検定の出題範囲に従って配列されており、例題や各種問題が基礎項目から応用項目へと段階を追って学習する、ステップ学習方式の構成になっており、学習者がスムーズに学ぶことができる点です。2点目は、経営活動の仕組みなどが

全面カラーでイラスト・図解による展開となっており、学習事項が分かりやすく確認しやすい工夫が見られる点です。3点目は、基本仕訳、勘定科目のまとめ、勘定科目一覧表が連動した流れとなっており、決算手続きの図解など資料が充実している点です。

以上の理由から、今回教科書を変更するものです。

5冊目,同じく商業の教科について,通し番号51番「財務会計 I」実教出版でございます。12ページをご覧ください。上から1番目の欄に記載しております「財務会計 I」につきましては,昨年まで実教出版「高校財務会計 I 新訂版」の教科書を使用しておりましたが,同じ実教出版ではございますが,「新財務会計 I 新訂版」の教科書に変更するものです。

選定理由の欄をご覧ください。選定した理由として2点ご説明します。

1点目は、ライセンスコースの目標の1つである全商簿記検定の出題範囲に従って配列されており、例題や各種問題が基礎項目から応用項目へと段階を追って学習する、ステップ学習方式の構成になっており、学習者がスムーズに学ぶことができる点です。2点目は、貸借対照表や損益計算書とも、最初に構造と学習の流れが示されており、その後、表示される項目の順に章・節が配列されており、構造が分かりやすい点です。3点目は、全商簿記検定を意識した例題や各種問題の内容となっており、学習者にとって理解しやすい構成となっている点です。以上の理由から、今回教科書を変更するものです。

6冊目、同じく商業の教科について、通し番号52番「財務会計II」ネット出版でございます。12ページをご覧ください。上から2番目の欄に記載しております「財務会計II」につきましては、昨年まで実教出版「高校財務会計II新訂版」の教科書を使用しておりましたが、「使える財務会計II」ネット出版の教科書に変更するものです。

選定理由の欄をご覧ください。選定した理由として2点ご説明します。

1点目は、専門用語について、イラストや図解による解説が多く用いられており、学習者がステップアップできる構成となっている点です。2点目は、今日重要となっている国際化への対応、リース会計、税効果会計、キャッシュフロー計算書などについても、丁寧な解説、説明がされており、学習者が専門知識を理解しやすい内容となっている点です。

以上の理由から、今回教科書を変更するものです。

以上の選定理由による6点の新しい教科書を含め、家庭科を除く、令和2年度使用を予定しています。

#### 山本教育長

はい, ありがとうございました。

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

#### 西森委員

若干マニアックなことですけど、財務会計だけなんですね。管理会計の教科書は使わないんです ね。

### 学校教育課掛水指導主事

はい。

### 西森委員

質問があります。簿記で複数の教科書がある場合に、先生方というのは、やっぱりクラスによって使い分けて授業をされるということなんですね。全部おできになるのでしょうけど、準備が教科書ごとに違ったら、結構大変じゃないかという気もいたしますけども、そこら辺は。それごとに、教科書ごとに、先生がいるわけでもないですよね。

### 学校教育課

簿記に関しては、コースによって教科書を分けており、コースで担当教員が決まっておりまして、 コースによってライセンスコースと情報マネジメントなど単位数も異なってまいります。コースに よって教科書を分けて、その担当のコースの教員が、そのクラスを教えるという形をとっております。

## 西森委員

ちなみに簿記を教えられる先生は、何人ぐらいいらっしゃいますか。

## 学校教育課掛水指導主事

商業科だけで20名ほどいますが、1年生では8クラスありますので、基本的には8名が担当する、 各クラス1名です。

## 西森委員

そんなに、そうですか。お聞きするもんですね。私はてっきり、簿記の専門の先生が2人とか3人でやっていると思っていたので。そんなに手厚いのですね。

## 学校教育課掛水指導主事

商業高校ですので。

## 西森委員

そうですよね、すごい。やっぱり簿記1級とか持っていらっしゃったりしますか。その先生方、 簿記1級という次元よりも、もっと上とか。

## 学校教育課掛水指導主事

日商2級、日商1級持たれている先生方もおります。

## 西森委員

それと、「選択」というのはどういう意味になりますか。「3年ライ選択」とかございますよね。 学校教育課掛水指導主事

2ページをご覧ください。2ページの、今おっしゃっていただいたのが通し番号2番、国語表現なんかは学年学科を見ていただくと、「3年ライを選択」というように書いておりますが、これは「3年生のライセンスコース」で、この科目を選択した生徒ということになっています。全員が履修しているわけではないということです。

### 西森委員

分かりました。全く余談ですが、ちょっと最近必要に迫られて、高校の財務会計の教科書がありまして。やっぱり一番信用性がおけるというかですね。

### 山本教育長

先日少し聞きましたけど, 商業の定時制で聴講制制度ですけども, 必要があるので勉強したい, 簿記の3級など取りたいということで, 社会人の方が実際に受講され勉強されているそうです。

### 西森委員

そうですか。

#### 山本教育長

少人数を想定していたら十何名の希望者があった,そして最高齢は九十何歳かであったということです。その方は、少人数を想定していたこともあり、お断りをさせていただいたということらしいですが。やっぱり今まで独自の会計であったのが公会計、そういう形で移ってきていますので、いろんなところで必要になってきているのでしょうかね。

### 西森委員

九十何歳。素晴らしいですね、その行動力。

### 山本教育長

商業の卒業生と言われていました。ただ、戦争で授業を受けれなかったので、また受けたいとい うことだそうです。

### 山本教育長

ほかに質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

## 委員一同

## 山本教育長

それでは質疑を終了し、採決に移ります。家庭科以外の教科分野に係る教科書の採択については 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## 委員一同

----【異 議 な し】-----

## 山本教育長

ご異議なしと認めます。続きまして、家庭科分野の教科書採択に関する審議を行います。森田委員はご退席いただきますようお願いします。

(森田委員退室)

## 山本教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 学校教育課長

家庭科の教科書採択についてご説明させていただきます。

4ページの令和2年度使用高等学校教科書(案)をご覧ください。全日制,定時制ともに昨年と変更はなく,同じ教科書となっております。

ご承認をお願いいたします。

## 山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

## 委員一同

### 山本教育長

それでは、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第35号「令和2年度使用高等学校用教科書の採択について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### 委員一同

---【異 議 な し】-----

### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第35号は原案のとおり決しました。それでは、これ以後 の議案審議につきまして森田委員にお戻りいただきます。

(森田委員入室)

### 山本教育長

日程第3 市教委第36号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。

### 学校教育課長

議案書3ページをご覧ください。

それでは、市教委第36号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」ご説明いたします。 趣旨といたしましては、高知県教育委員会の令和2年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針を受け、高知市立学校教職員人事異動内申方針を決定するものです。 資料1「人事異動に関する日程の変更について(令和元年7月29日現在)」をご覧ください。次年度の「教職員人事異動内申方針」につきましては、例年9月の定例教育委員会でお示ししておりました。それが本年度から、県下全体の公立学校教職員に係る人事異動の日程が、1か月程度早まることになりました。県教育委員会によりますと、人事異動の日程を1か月程度早めることにより、新規採用者に対して内示を行うことができるようになるとのことです。

近年, 県外に住む者の新規採用の割合が大幅に増えているため, 新規採用者に対して, 3月上旬に「この市町村の学校に配置される予定である」という内示を行うことができれば, 高知県への引っ越しにかかる負担がかなり軽減できるそうです。3月20日以降に引っ越し業者に依頼すると, 数十万円も費用がかかる, 依頼さえも断られる場合もあり, これが3月上旬であると, 10~20万円程度負担を軽くすることができるとのことです。

高知県に縁がない新規採用者も、高知にスムーズに馴染み、勤務開始のスタートを順調に切って ほしいという配慮から、人事異動の日程が1か月程度早まることとなりました。

資料2の1ページ「令和2年4月1日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針(案)」は、県 教委の人事異動方針を参考として、高知市の実態に応じて作成しております。

昨年度からの変更点につきまして、2ページの「市の人事異動内申方針の新旧対照表」及び3ページの「県の人事異動方針の新旧対照表」にてご説明いたします。県の内容において、下線・網掛け部分が新たに変更・追加等があった部分でございます。

まずは2ページをご覧ください。県の人事異動方針を参考として、来年度は5点について変更や 追加がございます。3ページの県の人事異動方針を参考にご説明いたします。

まず1点目は、1基本方針にあります、①の現行の「特性」から「適性」への変更です。「特性」 とはそのものだけが有する、他と異なった特別の性質という意味であります。「適性」とは、性質 がその事に適していることを意味しています。

この文面では、直後にある「適材適所の配置」という表現に合わせて「特性」という表現よりも「適性」の方が適当ではないかとの考えでの変更であります。

2点目は、2具体的要領の(3)の中ほどにあります、②現行の「教育の質の向上と」を「勤務時間を意識しながら教育の質の向上をめざすとともに」への変更です。県の異動方針では、「教職員の業務負担を軽減し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮できるよう」に変更されましたが、本市におきましても、現在、働き改革プランを策定し、働き方改革に向けて取り組んでおります。県の内容を踏まえての内容として、本市では、「勤務時間を意識しながら教育の質の向上をめざすとともに、教職員の健康増進に向け」への変更です。

3点目は、③現行の「服務管理及び非違行為の根絶に向けて指導を徹底できる」を「服務管理の 徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力」に変更です。昨年の文面では、服務管理の根 絶とも読めることを避けるための変更です。

4点目は、新設として、「子育てに関する職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢を有する」の追加です。県の異動方針では、「子育てに関する休暇制度等の周知をはじめ、子育て世代の教職員が安心して子どもを生み育てられる職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢を有すること。」という項目が新たに付け加えられました。「高知県少子化対策推進会議」でもこの内容が謳われており、これからの管理職に求めていくものとして新設したということです。

最後の5点目は、2(5)再任用職員に関わって現行の「特性」から「経験」への変更です。以上です。

### 山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

## 森田委員

教えてください。この資料1の人事異動の日程の変更で言うと、新規採用者への内示というのが 平成30年度のところは線を引いておられていて、令和元年度は3月上旬となっていますけども、平 成30年度とかその前の新規採用者の内示というのは、どういう方でも3月のもうちょっと遅い頃で したか。

## 学校教育課長

今までの過去でいいますと、3月20日が大体基準日になっていまして、そこで新採も一緒に発表されていましたので、新規採用者が今回上がってくると。

## 森田委員

1週間ぐらい。2週間。

## 学校教育課長

2週間程度は上がるということで。

## 森田委員

こうなると新規の先生以外にも、異動の先生も同じようになってきますか。

## 学校教育課長

今のところは、そのほかにつきましてはほとんど変わらない。このような、新採のような大きく 前倒しになるということは、聞いておりません。

## 森田委員

少し耳に挟んだところですけど、新旧対照表の方で、子育てに関する職場環境づくりというところをいただいていて、私も少子化対策の方に入っているのですが、学校の先生方は内示が、自分が行く学校がどこになるか分からないので、保育園をどこにしたらいいかとか、お守りを誰に頼んだらいいのかとか、例えば介良になるのか朝倉になるのか、すごい困るというような話を聞いたことがありまして。そういうことも今後、この新旧の新の方には入るということですよね。子育てに関する職場環境づくりを積極的に取り組む、人材を内示する、要するに子育て環境を変えていくということであると。何が言いたいかというと、子供さんがいる先生で内示が遅いと、誰に頼もうかとかいうことに、すごく困ると聞いていたので、ちょっとそれをお耳に入れていただきたいとの思いです。

### 学校教育課長

すみません。そういう条件といいますか、採用の通知の内示を早めるというところまでは、まだ 県内からは。

### 森田委員

入っていないですかね。そういう声がありましたので。すみませんがよろしくお願いしたいと。

#### 学校教育課長

ご意見ありがとうございます。

### 西森委員

網掛けがたくさんかかっている新旧対照の2の(3)のところ、先ほどからまじまじと見ていたところでございますが、管理職は本当にスーパーマンでないと務まらないなという感じですね。本当にすごい視野も広くて、情報も一杯持っていて、協力連携もできて、何でもできないと務まらないですね。具体的にどうしたらいいみたいなことを、やっぱり管理職の先生も悩むこともあるだろうと思うのですが、当然管理職研修というのもおやりになられていると思いますが、やっぱり勤務時間を意識しながらという働き方改革の昨今の問題ですとか、子育てに関する職場環境づくりとか、間違いなく総論は賛成でいいと思いますけど、具体的にどうしたらいいのかということ、本当に解がなかなかないことだと思います。県の方だと、そこは具体的に書いていることになっていて、「制度の周知を始め」と書いてありますが、制度の周知、この辺のことについて具体的にどういう実践

をしていくのか,研修といいますか,案内といいますか。管理職の皆様方がスーパー的な働きができるような情報提供といいますか,これはどのようにされるのですか。

### 弘瀬教育次長

まず、校長先生、教頭先生、管理職、分かれていると思いますけれども、最初に承認された場合は初年度の管理職研修として、教育研究所を中心に分野を分けて研修をする体系が、もう随分前からできております。特に、教頭先生は3年ぐらいのサイクルをもって、1年目はこういったところに力を入れてというように、そして、3年間教頭研修をしたら卒業ではないですけれども、3年間研修した内容についてみんなで学びあい、ご指導いただいた講師の先生から講評をいただくというような研修体系をやっておりますし、研究所以外でも、それぞれその時々の課題というのがあります。これはまた例えばの話ですけれども、来年度においては、統合型校務支援システムが全ての学校へ入りますので、立場でいうと、管理職権限を持った上でやらないといけませんので、そういう研修を必要なときに受けてもらう。適宜そういった形で、研修は実施させていただいております。

### 西森委員

子育てに関する職場環境づくりというのは、具体的にどういうことを想定されているのですか。 **山本教育長** 

実際、県の方が具体的に載っていますけれども、特定事業主行動計画自体、県の方も掛かってくると思いますので、そこでいうと男性の育児休業の取得率とか、そういうところがチェックをされてきていますことから、そういうような形で男性も取りやすくなるような職場づくり、職員の中でそういう雰囲気を作っていくとか、そういうことを多分、県の方は期待をしている。臨時の方もそういう形で。まだまだ男性の育休取得率は、小・中含めて低いですので、そこをどういうふうに上げていくのか。そういう意識を持っていただくということになるのではないかなと思います。学校のマネジメント、学力向上スーパーバイザーは、カリキュラムマネジメントの関係など、学校を回って校長たちと話をしてくれていますよね。

### 弘瀬教育次長

はい。

#### 山本教育長

校長のOBの先生方が学力向上関係中心ですけど、実際に学校を回って、校長先生方から聞き取りもしながら、そこの中で有効なアドバイスもいただいていると思いますので、その中で実際に研修、先ほどの研修だけではなく、実践の場でも、そういう先生方の力を借りながら、学校の先生方にはいろんなことをお伝えしているのではないかと思います。

### 西森委員

確かに教育というところ、本当にもうずっと、それこそ新規採用されたときからずっと、やってこられたことだろうと思いますけど、働き方改革とか、子育てに関する職場環境づくりというのはある意味、未知の領域だと思いますので。だから大変だとは思いますが、教育委員会からバックアップをいっぱいしていただければと思います。

#### 山本教育長

教えることは本当に苦労と思いますけど、地域の中へ入っていって、地域と一緒にという、今まで培ってきた能力とはまた違うところで、本当に大変じゃないかと。

### 谷委員

旧の方は、基本方針の「特性」になっていましたね。2の(5)も「特性」になっていたところを、今度、令和2年の分は、基本方針のところが「適性」になり、そして2の(5)のところは「経験」という言葉になっていますよね。同じ「適性」なら「適性」というふうなことではなくて、「経験」というのをあえてここに入れたというのは、それまでの再任用など、そういう職員の経験してきたことをいかすというようなところですか。

## 学校教育課長

経験豊富な方ということなので、是非、それを活用させていただきたいなという。

## 谷委員

でもここに「経験」という言葉で、「経験」という言葉自体はどんなんだろうね。「経験」という のは。「適性」とか余りないよね。ありますか。

## 山本教育長

市の職員の再任用の話になりますと、これまでの経験とか培ってきた能力を、若い世代、新しい世代に伝えていくというのが再任用の採用目的の一つと謳っていますので、市の職員は「経験」と「能力」という形で使っています。

### 森田委員

若い世代につなげていく役割を。

## 山本教育長

再任用の目的の一つはそういうところですので。特に最近、若い職員が増えてきていますので、 そういう方を育成していく、行政経験の若い人に伝えていくというのは、再任用の目的の一つと謳 われていますので。

## 西森委員

難しいですね。何かそういう意味では、「適性」よりは「経験」を優先するという場面があるのかなという感じで。この先生は、本当はこっちが向いているけど、実のところ、こっちをやってきたことがないから、私は決して社会は得意だと思っていないけど、なぜか社会の方が得意とみなされているらしいというような感じの、そういうこととかいうのを、先生に問題提起していただきたい。「経験」と「適性」をどういうふうに使い分けるかといったら、そのことなのですかね。もはやあなたにとっては能力よりは、経験はあなたにこの分があると目されているから、そこをいかしていただきます、といようなことですか。

### 山本教育長

両方合わせて考慮します。なお、再任用するに当たっては、希望も聞いてヒアリングされていますので、こういうことをやりたいというのは、ヒアリングで聞いて、その通りになるかどうかは別として、参考にはさせていただいていると思います。

よろしいでしょうか。

それではほかにご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第36号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

### --【異 議 な し】------

### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第36号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第37号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

### 学校教育課長

市教委第37号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。 趣旨は、統合型校務支援システムへの移行に伴い、出席簿の様式を追加等するものです。

8ページをご覧ください。新旧対照表左側の現行,高知市立学校の管理運営に関する規則においては、出席簿の様式は同規則第11条により、「別記様式第4号によらなければならない」とされております。

現在,県内の公立学校を対象として,統合型校務支援システムの導入が始まっており,高知市立小・中・義務教育学校におきましても,今後,同システムを活用して,出席簿の作成を行うようになります。 そのため,同システムで出力される出席簿の様式を,新たに「様式第5号」と定めるもので,「別記様式第4号」とは異なるものです。

なお、特別支援学校におきましては、統合型校務支援システムは導入されているものの、他の県立特別支援学校と同様に、出席簿の機能が利用できない仕様となっておりますことから、従来の「様式第4号」の使用を継続いたしますが、今後、出席簿の機能が利用できるよう、検討がなされている状況でございます。

また、高知商業高等学校につきましては、県立高等学校に準じ、学校で定めた出席簿を使用することとするため、ただし書きを規則第11条に追記しております。

以上,現在は小・中・義務教育学校,特別支援学校,高知商業高等学校の3種類の様式が混在している状況です。来年度をめどに一定の方向が定まれば,改めて管理運営規則の改正を行いたいと考えておりますので,よろしくお願いいたします。

最後に、現行規則中の「別記様式第 号」という表記につきましては、規則に添付されている様式が「様式第 号」との表記で、齟齬が生じておりました。そのため、表記を修正し、「別記」の表現を規則中から削除することといたしました。そのことから、規則第8条もあわせて改正いたします。

以上でございます。

### 山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

## 西森委員

参考までに教えてください。6ページを見ております。一番下の授業日数というのは授業した数だろうなと。在籍児童生徒数というのは、いわゆる延べ数というか、ステータスですか。出席児童生徒数とか、延べじゃないと、多分これ1か月まとまった分ということですよね。

#### 学校教育課岡﨑指導主事

下の在籍児童生徒数,それから出席児童生徒数,欠席児童生徒数でございますけれども,在籍児童生徒数は学級に在籍している全ての子供の数が入ってまいります。出席児童生徒数につきましては,その月に1日でも出席があった子供の日数と数が入ってまいります。欠席児童生徒数につきましては,出席が全くなかった子供が入ってくるというふうになっております。

### 西森委員

そういうカウントの仕方をするのですか。カウントというか、1か月、全然来なかったら欠席に 入るけど、基本的にはよほど大病とか大けがでなければ、この欠席児童生徒数は普通はゼロであろ うということなんですね。分かりました。ありがとうございます。

### 野並委員

この様式第5号で、縦に生徒さんの数がありますが、今非常に数が少なくなっていると思いまして、50人分もいるのかというような。逆に変な言い方をすると、何かサイズを変えて備考の方を増やしてあげた方が、何か書き込めるのではないかと思います。今、30人とか20人とかなんで。50人分も用意しないといけないのですか。

### 学校教育課長

今実際,定員でいうと40ですが,5月1日以降,転入生が入ってきた場合は追加されることがありますので,少し多めにしてあります。

### 野並委員

40人ですか。もっと少ないと思っていました。30人ぐらいかと。

## 学校教育課

そこは40人です。学年によっても若干違いはありますけど。

### 野並委員

分かりました。

### 学校教育課

かなり多めに取ってはいますけど。

### 山本教育長

ほかに質疑等ありませんか。

それではほかにご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第37号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## 委員一同

─【異 議 な し】────

## 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第37号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第38号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」を議題といたしま す。事務局から説明をお願いいたします。

## 人権・こども支援課長

市教委第38号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」ご説明いたします。

本市の大学等奨学資金制度は、大学等への進学において、経済的理由により修学が困難な方に対して奨学資金を貸与することにより、社会において有為な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした制度です。

改正の趣旨といたしましては,現在の規則におきましては,対象を学校教育法に基づく大学,高 等専門学校専攻科及び専修学校又は各種学校に在学する学生又は生徒としております。

一方,文部科学省におきまして「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」を実施しておりますが、本市の制度が各種学校を貸付対象としているため、当該非課税措置の対象とはなっておりません。

各種学校につきましては、直近の5年間で申請者が1名であり、その1名も貸付けが終了しているため、現在、貸与者がいない状況です。そのため今回の改正において、各種学校を貸付対象から除外し、非課税措置の適用を受け、申請者の負担を軽減することが、経済的理由により修学が困難な者に対し貸付けを行う本制度の趣旨に合致することから、同規則を一部改正するものでございます。

17ページの新旧対象表をご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、第1条第3条の下線部、各種学校の部分を削除し、19ページの申請書における、一番下の学校区分欄を改正、また、21ページの借用証書において、一番下の注3において、今回の文言を追加するものです。

また,本規則は令和2年からの新規貸付者から,運用するものでございます。 説明は以上です。

### 山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

説明があったように各種学校があることによって、印紙の義務、免除にならなかったところ、実際にもう貸付を希望する方がいないということがありますので、負担軽減のために各種学校は対象にならなくはなりますけれども、こういう形に改正をしようとするものです。奨学金自体借金になりますので、やはりそれから後、返すことは非常に負担になるところでございます。そういうことも考慮していきますと、やはり一定の能力を付けていただかないと借金だけ残っているということ、

働き出してから10年,20年間以上返しているというようなこともあろうかと思いますので,そういう実態からも,こういうような制度改正がいいと考えるところでございます。

### 谷委員

各種学校というのは、例えばどのような学校のことですか。

### 人権・こども支援課長

高知県内におきましては私立の各種学校があるわけですけれども,例えば,土佐塾予備校ですとか,服飾デザインスクールですとか,高知学芸進学アカデミー。

## 谷委員

予備校とかそういう。

### 人権・こども支援課長

予備校もありますし、清和准看護学院とか准看護学院とかそういうところも。

## 西森委員

規則自体の趣旨、変更の趣旨はよく分かりました。分かったつもりになりました。マックスで借りるとしたときに、18ページなどを見ながら考えたりいたしますけど、高知県外にある大学に行くことになって、「お金を貸していただきたい」となって3万円借りられたとして、単純計算して1年36万、それを4倍するという感じの借入金。さらに入学支度金とかもあるようですけれども、場合によってはもう借金として背負った状態で卒業するということがあり得ると、そういうことですか。

## 人権・こども支援課長

県外の私立学校に4年間行った場合で264万円,30万の入学支度金になりますし、今回のではも う少し。

## 山本教育長

滞納の割合とか滞納の率、分かりますか。

### 人権・こども支援課管理担当係長

現年度,平成31年度,いわゆる令和元年度の滞納者をのけた場合のそれ以前まで,昨年度までの 滞納者でいいますと、今現在大体60人前後が滞納者として残っております。

#### 山本教育長

60人のうち、分納のような形で幾らずつか返ってきている人というのは、その中には何人かおりますか。

### 人権・こども支援課管理担当係長

ほとんど話がついていますが、ついていない方に関しましては、裁判で取り立てていっています。 山本教育長

よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。市教委第38号「高知市大学等奨学金貸付規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご意義ございませんでしょうか。

### 委員一同

### ―【異 議 な し】―――――

### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第38号は原案のとおり決しました。

報告事項「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分の報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

### 人権・こども支援課生徒指導対策監

高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に関する教育長の専決について、ご報告いたします。 本件は、令和元年7月23日に行われました定例教育委員会にてご報告いたしました事案のうち、 学校を調査主体として対応を継続中の事案について、本事案の調査を学校から第三者に引き継ぐた めに、いじめ防止等対策委員会に新たに3名の方を委嘱し、その3名を第三者調査委員として学校 に派遣し、調査及び報告を行うものでございます。

委嘱を行う高知市いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法及び高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき平成26年に発足し、6名の委員を委嘱し、通常年3回程度の定例会を行うとともに、いじめの重大事態が発生し、学校の設置者、市教委が調査主体となった際には第三者調査委員会として、対応に当たることになっております。

今回、いじめ防止等対策委員会委員からの派遣といたしましたのは、いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針において、学校が調査主体となる場合であっても、「学校の設置者は、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない」としていること。また、いじめの重大事態に係る、高知市の第三者調査委員の条例における報償費の経費支出の根拠は、現在、いじめ防止等対策委員会委員に設定されていることを根拠としております。調査委員の選定につきましては、当初、現在、いじめ防止等対策委員会委員として委嘱しております6名の委員の中から学校に派遣することも検討いたしましたが、現在委嘱しております6名の委員については、市教委が調査主体となる事案の発生時に即時調査委員会として対応できる状況を担保しておく必要があると判断いたしました。

委嘱を行う委員は、別紙の名簿、7番から9番、備考欄に新任と書かれている方です。7番と8番の方は弁護士、9番は臨床心理士です。いずれも、弁護士会、臨床心理士会からご推薦をいただきました。

委嘱期間は、令和元年8月23日から令和元年12月31日としております。

教育長の専決事案としていただきましたのは、本事案は、発生の確認から6か月を経過しており、早急に第三者による調査を開始する必要がございましたこと。また、被害児童の保護者からも同様のご指摘をいただいていることから、高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項により、教育長の専決事案として報告させていただきました。

ご承認をお願いいたします。以上でございます。

#### 山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

#### 西森委員

私はこのいじめ防止等対策委員会の役割というものを、余りよく分かっていなかったと思いました。一般に委員会といえば、平時のときのいろんな話合いをしていたりとか、体制、制度についてとか、市が教育委員会に作られるいろんな施策に対しての提言をされるだとか、そういうことで現場での実働ということとは別枠というイメージがありました。ですので、今まで何度か人事案件もあったと思いますが、1番から6番のことで申し分のない方が揃っていると、こう思っていたところです。ただ、今のお話を聞くと、現場での実働を期待される委員だということになってくると、ちょっと人選の方法を変えないとけなくなってきたのかなという印象を持ちましたけど、そこのところは今後どうされるのか、何か予定はありますか。

### 人権・こども支援課生徒指導対策監

現在のところ、それによって変更ということは検討されておりません。ただ、委嘱をする時点で 重大事態発生して調査主体となったときには、調査主体の委員として対応していただきますという ことについては伝えており、ご承諾いただいておりますので。実際に起こったときに、6人全てが すぐに対応できるかどうか、日程調整等は必要になってくるかとは思いますけれども、一定その承 諾のもと可能なというふうに考えてはおります。

### 山本教育長

全員じゃなくてここの中から選ばれて、何人かでという形になりますので、今回もそういう形に 検討をしましたけれども、やはりちょっと厳しいだろうということで。これは10人まで可能という 中で、枠がありましたので、今回については追加で選任させていただいて、推薦を受けた方を選任 し、そういう方にご対応いただきたいと。

## 西森委員

実働もご承諾があるということなので。ただ、場合によったら極端に言うと、実働できる人がすごく限られていると、こういうことになってくる。そうすると、またおかしくなってくる気もいたします。

## 山本教育長

今回12月末までという形で切っていますので、もし起こればこういうような形で実働できる方を 選任することも。そのときにまた、対応できると思っていますので。実際上、本当にお忙しい方々 ばかりですので。

## 谷委員

弁護士さんがたくさんいらっしゃいますね。これはそれぞれの専門性とか、あるいは、あえてというところはありますか。

## 人権・こども支援課生徒指導対策監

今回3名のうち2名が弁護士さんになっております。当初は弁護士1名,臨床心理士1名という形でご推薦を依頼しましたけれども,弁護士の方皆さん非常に多忙であるということで,失礼な言い方になりますけれども,経験を積まれた弁護士さんをそのまま付けることが難しいと。経験の浅い弁護士さんに,一人経験のある方を付ける形で推薦したいという打診がありまして,そのために2名となります。

## 山本教育長

そういう形で経験も積んでいただいたら、またいろんなことをお願いもできる。

## 森田委員

来年からも任期がまた変わっていくと思いますけど、いじめた親とかいじめられた親側の立場からいろいろ考えてくださる方というのも、この中におられたらいいのですが。それこそプロフェッショナルがたくさんおられますが、親側から助言くださる方とかももっとあってもいいのかと。その側の立場から見る、客観的に見てもちょっと想像できないような親御さんの行動とか、そういうのもやっぱりあると思うのです。それが一つで、あともう一つが、これは女性の方というのは2番と3番ですか、女の子のいじめというのもちょっと特殊で、今、少女漫画でいじめというのが物すごいベストセラーになっていて、そういうカーストするいじめとか女子のいじめというのが物すごいベストセラーになっていて、そういうカーストするいじめとか女子のいじめというのは、また特殊で、カースト、小学校高学年からそういうのにもなってくる。そういうことにも訳の分からないというか、そういうのにも理解できてくださる方とか、そういういろんな人材も、また今後あってもいいのかなというのが私の意見です。

#### 山本教育長

臨床心理士さんというのは、そういう聞き取りとかの専門家だと思いますので、そういう方が聞き取りに入っていただけると、本当に深いところまで聞き取ってもらえますので、そういう方が一番いいのかなと思います。今回も入っていただいていますので。

### 西森委員

参考までにというところになると思いますが、やっぱり物すごく厳しいんですよね、人選が。弁護士会の例で言うと、今回もたくさん声がけをいただいてありがとうございます、と思っているのですが、現在89名だと思います。年齢層がかなり、多分90の方とか20代もいたかな。そういうかなりの幅になっていて、そのうち十数名がいわゆる支部なんですね。この中にも一人支部の方がいますし、やっていただいていますけど、本庁で比較的動きやすくてというと絞られてきて、その中に子供の案件とか、もっと言えばいじめ、更に特殊な分野の案件を扱ったことがあるということになってくると物すごく限られてきて、更に言うと女性の弁護士さん、どうしてもやっぱり人権擁護活

動に駆り出されがちなものですから、などといっていると本当にみんな手一杯で動けなくて、もっと言いますと、やっぱりどうしても行政の関係の問題もあって、家事育児も担っている。家事育児担って、事務所の経営者として売上げも上げないといけない、貸し借りから何からやらないといけないわけでして、それらをやる中で、このいじめということで、やっぱり女性を出していくということが物すごく難しいですよね。だから今回も弁護士会、今そういう意識で人選できないかということとかもあったはあったのですが、なかなか出せなかったというのはありますね。多分、どの業界もそうじゃないでしょうかね。

## 山本教育長

今回こういう形でやらせていただき、12月までには終わっていただいて。また、必要に応じてこういう協議をしながら対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件に関しまして、ほかに質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本件についてお諮りをしたいと思います。

「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分の報告」について、承認することにご意義ございませんでしょうか。

## 委員一同

-----【は い】------

### 山本教育長

では続いて、「平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の結果について」事務局から説明をお願いします。

## 学校教育課学力向上指導監

本年4月に実施されました「全国学力・学習状況調査」の結果データが、7月23日に教育委員会に提供されました。

教育委員の皆様には7月25日にお時間をいただき、平均正答率等についてのみ、急ぎご報告をさせていただいたところです。

マスコミの報道解禁は7月31日の午後5時となっておりましたので、既に新聞報道等によりご存知の内容もあるかと思いますが、本日、定例教育委員会におきまして、改めて結果の概要をご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。上が義務教育学校6年生を含めた小学6年生、下が義務教育学校9年生を含めた中学3年生の結果となります。

本年度から主として「知識」に関して問うA問題と、主として「活用」に関して問うB問題が整理され、知識と活用を一体的に問う新たな出題形式となりました。

まず、上の小学6年生の方をご覧ください。グラフは平均正答率を表しておりまして、青い棒状のグラフが高知市、赤い菱形が全国の平均正答率を示しています。グラフの下の表の数値の見方をご説明しますと、上から順に高知市の平均正答率、全国の平均正答率となり、次の「全国平均正答率比」は、全国平均を「100」とした場合の高知市平均の比を示しており、更にその下の数値は、全国平均正答率と高知市平均正答率の差を示しております。

本年度の高知市の小学6年生の平均正答率は、全国平均を算数が0.7ポイント上回り、国語が2.8 ポイント下回りました。その下にございますのが、高知県の平均正答率で、一番下の「正答率比」は県平均を「100」とした場合の高知市の値を表しております。

ここで、2ページの上の折れ線グラフをご覧ください。このグラフは、本調査が開始されました 平成19年度から、本年度までの全国平均との差の推移を表しています。

先ほど申しましたように、今回の調査から出題形式が変わりましたので、単純な比較ができない ことから、本年度の結果は、グラフ右端、タテの点線の右側に点で示しております。昨年度までと 同様に,算数は全国平均ラインをやや上回り,国語が全国平均を下回るという,ここ数年の傾向が継続していることがお分かりいただけると思います。

国語,算数ともに,全国平均レベルを維持しているといえますが,国語については,ここ数年の 下降傾向が改善されているとはいえない状況です。

調査結果の詳細を申し上げますと、全国平均を上回った算数では、「図形」「数と計算」「量と測定」「数量関係」4つの領域があり、その中で「図形」領域以外は全国平均を上回っています。「図形」領域だけが、全国平均をマイナス1.8ポイント下回りました。

また、ここ数年、課題が見られる国語では、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の4つの領域全てにおいて、全国平均を下回る結果となっています。

この調査結果を基に検証を進めながら、今後は、学びの質の向上のため新学習指導要領に示された「資質・能力」の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、学校の組織的な授業改善の取組を支援していきたいと考えます。

続いて、中学3年生でございます。

1ページ,下のグラフと表をご覧ください。国語,数学,そして本年度初めて実施されました英語の全てにおいて,本市の結果が全国平均に届いていないことがお分かりいただけるかと思います。右側,2ページの下のグラフをご覧ください。1番右側の点が,本年度の本市の結果を示しています。中学校のグラフでは,一番上のラインが全国平均となっております。長年にわたり緩やかではありますが,改善傾向を続けてきたものの,ここ数年,横ばいの状況が伺えます。

調査結果からも、国語、数学、英語、それぞれにおいて、学習指導要領に示された全ての領域において、全国平均を下回る結果となっています。

そうした中にも、成果の見られる部分もございます。例えば、国語の「文章に表れているものの 見方や考え方について、自分の考えをもつこと」を問う問題においては、正答率が86.2パーセント と、過去の類似問題の正答率59.0パーセントから大きな向上が見られます。

数学においても、「数の集合と四則計算の可能性について理解している」ことを問う問題の正答率は62.6.パーセントで、全国平均を0.4ポイント上回る結果となっています。

また、英語においても、「日常的な話題について、情報を正確に聞き取ることができる」ことを 問う問題の正答率は66.9パーセントで、全国平均を5.1ポイント上回る結果となっています。

本年度中学校質問紙調査,これは学校の取組の意識等を問うものですが,「生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき,教育課程を編成し,実施,評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している」の質問に対して,肯定的な回答の割合が全国平均を上回り,また,「授業研究や事例研究など,実践的な研修を行っていますか」,「校長のリーダーシップのもと,研修リーダー等を校内に設け,校内研修の実施計画を整備するなど,組織的,継続的な研修を行っていますか」の質問に対して,肯定的な回答の割合が100パーセントとなるなど,学校が主体的・組織的に授業改善に取り組む,前向きな姿勢がうかがえます。

今後も、学校が目指すべき資質・能力の育成に向けた授業改善の取組を全力で支援していきたい と考えます。

3ページから5ページまでは、各調査別の高知市と全国の正答数分布を示しております。縦軸が正答者比率、横軸が正答問題数を表しております。

3ページをご覧ください。小学校の正答数分布状況を見ると、国語、算数ともに分布状況はほぼ 全国と同じ形状となっております。

しかし、国語においては正答数の多い層が全国と比べて少なく、その分、中位層から低位層にかけて、少しずつ厚くなっています。

算数においては、全国とほぼ同じ形状ですが、中間層の下部がやや少ない分、中間層の上部がや や厚くなっており、このことが、全国平均をわずかに上回る結果となっています。いずれにしまし ても、ここ数年の下降傾向に歯止めをかけるためには、低位層から中位層にかけての全体的な底上 げが必要でございます。

中学校の正答数分布状況を見ますと、4ページ上段の国語と5ページの英語については、正答数の多い層が全国と比べて少なく、一方、正答数の少ない層が全国と比べて多いことから、グラフの形状は同じながらも、頂点の位置が左に寄る形になっています。

4ページ下段の数学については、その傾向が一層強く、正答数の少ない層が一層厚くなっており、より深刻な状況と受け止めています。本年度の数学の問題の内容は、昨年度までの知識・技能に関するA問題と同じ形式の問題が5問、活用に関するB問題と同じ形式の問題が11問ありました。連立方程式を解くことなどの知識・技能の習得と同時に、日常的な場面で数学を活用して問題解決をしていく力を付けていく指導を行っていかなければ、課題解決は難しいといえます。

6ページは国語と算数・数学で各学校の状況を示したプロット図です。上が小学6年生,下が中学3年生となります。白抜きの赤い菱形が,各学校を示しておりまして,緑の三角形が全国平均、紫の三角形が県平均の位置を示しています。右上隅の色の付いた部分は,全国平均を上回る部分を表しておりまして,本市では,小学校は全国平均比105,中学校は全国平均比100を目指しております。

両教科共に該当する学校の数は、小学校・義務教育学校前期課程で全国平均を超える学校が15校 あり、そのうち6校が「105」を越えております。

中学校・義務教育学校後期過程では、全国平均を超える学校が2校あり、内1校が「105」を越えております。

7ページをご覧ください。こちらは、高知市の平均値を基に、県平均値から高知市以外の平均値を算出し、グラフに表したもので、上が小学6年生、下が中学3年生で、緑色が本市、赤色が高知県、そして青色が高知市を除いた平均値です。近年下降傾向にある小学校の国語では、本市と高知市外を比較するとその差は6ポイント、また、中学校においても、国語、数学、英語において本市と高知市外を比較するとそれぞれ8.2ポイント、11.1ポイント、6.1ポイントと、これまでお示ししてきた資料では見えなかった課題が明らかになっています。

小学校及び中学校の各教科において、本市立学校の調査参加者は、県内公立学校の参加者の小学校は約5割、49.2パーセント、中学校は約4割、41.3パーセントを占めており、本市の結果が県全体に大きく影響していることがお分かりいただけると思います。この調査の数値は、あくまで子供たちの学力の一部分を測るものであることは申し上げるまでもございませんが、学校の果たすべき最も重要な役割は、子どもたちの進路をしっかりと保障することでございます。子供たちが進路選択をする際に、学力を原因として自分の夢や目標を諦めざるを得ない状況にならぬよう、全力をあげて学力保障に取り組まなければならないと考えます。

ただ、そうした中におきましても、7月23日に開催されました「第10回総合教育会議」においてもご報告しましたように、「学力向上推進室」を中心とした学校への訪問指導を積極的に受け入れ、活用し、主体的、組織的に授業改善に取り組むことで、成果が表れてきている学校もございまして、県内の規模の大きな学校の中で、トップクラスの成果をあげている学校も見られてきております。

今後は、こうした成果の見られた学力向上の取組を基に、学校と教育委員会がチームとなり、各校の状況分析、必要な改善策等を共に考え、一層の取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

結果概要の報告は以上でございます。

### 山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

新聞でご覧になったかもしれませんけども、知事、市長と県の教育長、市の教育長で県庁の方で会がありまして、そこの中で、先ほどのこの内容について報告をさせていただきました。この中では一定成果の見えつつある学校もあるので、先ほどありました非常に高い学校、そういうところを全市的に見ていくこと。それと一番ショッキングだったのは、4ページの特に中学校の数学です。こういうところで見たときに、例えば6割から7割以上取っている子供さんの成績を上げるというのは、通常授業の中で質を高めることによって一定可能かなと思いますけども、このゼロから5間ぐらいまでしか正解していない子供さんというのは、通常の授業の中だけで上げるというのは非常に厳しいところがあると思いますので、やはり個別指導で成果を、学習習慣をこの子たちにどうやって付けさせるのかというのは大事で、そのためには支援員を厚く配置していかないと、高知市としては先生方の努力だけではもう、対応できないというようなことも説明させていただきました。知事の方からも県に対する支援員、県から国に対して支援員に対する予算の確保等についても、検討しながら市教委、県教委にまた相談して、対応していきたいというような言葉もいただきました。やはりそういう人たちも配置することによって、対応していかないといけないのかなということで話をさせていただいたところでございます。

## 谷委員

教育長さんがおっしゃるとおりです。 19年から見たときに、高知市においても学力が急激に上昇してきた、頑張ってここまでやってきたが、今ここでちょっと足止め状態になっているのがなぜかということが、この4ページのフタコブラクダのようなグラフに出ていると思います。要は、6ページのこの点、黄色の枠に入っている学校もあるけれど、この下の端にいるようなこの中学校。ここは結局、学校の努力だけでどうにかなるような状況ではないわけですよね。ですので、重点校というか、手厚く階層を上げていくような取組といいますか。どこも均一にそれをやっていても、というよりむしろ、私は重点的に何校かをやっていくとか、そんなことも大事なのではないかと思っています。学校だけでできるようなことではないと思います。

#### 山本教育長

そこについては、支援員19名をこれまで中学校に一人ずつ配置していましたけども、今年については先ほど言った4校について、2名体制にいたしました。その代わり右上の4校は支援員がいなくなっている。そこは校長会でも説明した上で、やはりその下の厳しいところについて、重点的に、先ほど先生がおっしゃったとおりと思いますので、支援をしていかないといけないということで理解をいただき、知事にも話をしました。頑張った学校から支援員が離れてしまった、という実態になってしまっているので、そういうところでも、支援をお願いしますということは、知事にお願いしたところです。

### 谷委員

その方向がすごく大事だと思います。そして上位で頑張っている学校にも支援員が付くように。 教育長がおっしゃるとおり、そういうふうに手厚くやらないと。

### 西森委員

二つぐらいお伺いしたいです。まず一つ目は、さっき国語に一部成果もあるとおっしゃったところがすごく関心があります。自分の考えを持つとか、そのような感じでご説明いただいたかと思います。58パーセントが86パーセントになっていると。数字的に見ても58というのは余りぱっとしないけど、86はとっても良いといっていい数字だと思っており、具体的にどういう問題なのかと思いました。記述問題ではなくて選択問題ですか、記述問題ですか。

### 学校教育課学力向上指導監

記述問題です。書くことといいますか、やっぱり意識をしてやってきた中での成果ではないか、 ということを考えます。

## 西森委員

中学校ですよね。

## 学校教育課学力向上指導監

はい, 中学校です。

### 西森委員

中学校レベルの記述問題で上がるというのは、一般に物すごく難しいことじゃないかなと思いまして。58が70になりましたであれば、上がってよかったですねという感じですけど、86に上がったというのは、相当きちんとした理解ができる子供さんが増えたということだと思いますので。国語は難しいじゃないですか。フィーリングでも解けたりもして、それが本当に実力を問われると難しい問題になったり、記述式のときにフィーリングでは解けなくて、理屈的に「ここにこの文言があるから」、「そうすると、こことここは整合しないから、これ」など。そこまでできるかどうかというのは、結構、中学生はかなりばらついていると思うのです。フィーリングで解けているけど、実は分かっていないとか。記述というのは本当に難しいと思います。それが明らかにこれだけ変わったというのは、やっぱり大きなことじゃないかと思うので、そこはまたよかったら教えてください。どうしてそんなにいいことが起きたのかということですけど。

## 学校教育課学力向上指導監

まずは、その記述問題に対して、例えば過去ですと、無回答率が結構多かったとこがあります。 ところが、今何か、自分の考えを表していこう、記述していこうという中で、書くことについて一 定抵抗がなくなったか、問題に対して真面目に取り組もうという子たちの姿勢が出てきたか。その 中で何らかをやっぱり書いていこう、表現していこうというところからも正答率が上がってきた、 成果がでてきたかと思います。

## 西森委員

興味,関心になりますが、記述ですよね、その正答というのはどういう。「この文言とこの文言が押さえられていれば」とか、「論理矛盾がなければ」とか、多分そういう基準で採点するんでしょうね。記述なんて一番後回しにしたい問題、それがこれだけ上がっているというのは、本当に結構なことだなと思います。やっぱりそういう意味では、学力向上に向けた的確な対応が取られているのではないかという点もあるのではないかと思ったりいたします。

それから,算数のさっきのフタコブラクダの件ですけど,やっぱり見ていると痛ましいというか, 連立方程式は何年生でした,2年生でしたか。

### 学校教育課学力向上指導監

2年生です。

### 西森委員

2年生ですか。どういう問題で、連立方程式でつまずいているか、正答率が低いのか分かりませんけど、そうすると中2の半ばぐらいから、遅くてもそこからは、何を言っているのかほぼ分からないという状態で座っていた子たちが、恐らくクラスの半分ぐらいいるんじゃないかと想像すると、痛ましいなと。そうなると、数学好きということにはならないでしょうし、本当に学力向上、教育の専門家が、現場でそれだけやっても難しいことをやられているということと思いますけど、どうしたらいいのでしょうね。中学校になるとすごく抽象的なのが多くて、パズルやゲームだと思ってできる子にとったら物すごく面白いけれども、やる意義すらそもそも見出せない子にとった、全く面白くないですよね。そこら辺の数学の面白さみたいなもの、現場の子供たちはどう感じているのでしょうか。そもそも面白くないし、やる必要も分からないし、何でXとYを足さないといけないのかという感じでしょうか。もしそう言われたら、全然分からないですよ、何でやらないといけないか。私は当時、ゲームでやっていましたけど。今言われても全然説得できないですね。

## 学校教育課学力向上指導監

小学校の算数でやったところの具体的な結びつきというのは、段々薄くなってきているところの中で、やっぱりその時点で、小学校段階でつまずいている子供たちが、中学校のそういうような抽象的な計算になってきたときには、もう全くついていけないといいますか、イメージできないところであったりとか、また先生方がそこの手立てみたいなところも十分であったのかどうかというところも、検証をしなければいけないところかなというのは思っているところです。

## 西森委員

今,自分で本当に自覚しました。恥ずかしながら,何でこれをやらないといけないのかと言われたときに、楽しみながらやれたらいいんじゃない,できるようになったら楽しいじゃないとか言います。でも、説得的に言えるかというと、自信がございません。

私学に行って、抜けている子がいるという話があるにせよ、この下のほうに位置しているとされてる子供さんたちは、小学校時代もちょっと分からなかったけど、具体的な数だから何となく分かった。中学生になってXとYで点がその辺にあって、何で証明とかをしないといけないのかと。この三角とこの三角がどうして一緒なんだとか。そんなことを座らされて、50分間ずっと聞くのかと思うと、何かもったいないので。できる子は、昔数学やっていたときも、全然興味がなかったような子がいきなりぽんと化けたこととかもあって、数学は結構そういう可能性がある教科だと思うんですよね。余り家庭の力もなくていいといいますか。親御さんが日頃から社会問題を言っている家は、やっぱり歴史とか社会とか得意でしょうし、国語の本がずらずらあるお家というのも、国語が得意になるのもあるでしょうし。数学は結構チャンスがあるのではないかなという気もいたします。すみません、現場を知らないですけど。この半分の子たちに、せめて「数学って面白いな」と思ってもらって、卒業してもらいたいですよね。

## 谷委員

この小学校の国語,比較はできないけど平成19年から低いですね,かなり。この子たちが来年中学校へ入ってくる。入ってくるということは,しかもこれ平均だから。私学とかへ行った子供たち以外が入ってきますよね。だから、そこからスタートというのは、中学校きついなと思いますね。やっぱり小学校から頑張らないといけないというのはありますけど。ただ、推進室も頑張ってやっていただいているしね。他県の例など見ても、推進室ができて学校も訪問していく中で、2年目、3年目辺りから成果が出てくるみたいなので、是非、頑張っていただきたいなと思います。みんなで頑張りましょう。

### 森田委員

一つだけ少し気になったのですが、7ページのところを見て、高知市、高知県、高知市外でプラスだったりマイナスだったり、マイナスだったりプラスだったり、何かバリエーションがありますが、中学校の英語だけは全部マイナスになっていますよね。すみません、先ほど聞き逃してしまったのですが、英語の何かに関しては結構皆さんいい点が取れていた、という話で、結局何が弱かったのかなと思いまして。高知市も高知県も、全部マイナス、マイナス、気になりますけど、どうですか。

### 学校教育課学力向上指導監

英語については、全体的にも全国平均には届かなかったというところです。その中でも、先ほど申しました「日常的な話題について、情報を正確に聞き取ることができる」というところの問題では、全国平均を5.1ポイント上回っているという状況ですので、ここについて、どういう意識をして英語の先生方がやってきたのかというところは、まだこれから検証しなければいけないところがありますが、初めての英語の調査でこういう結果になっていますので、またこれを、今の予定としては3年後にまた行われるとのことですので、進めていくということになります。

## 森田委員

「書き取り」とか、「読み」とかが弱いのでしょうか。

## 学校教育課学力向上指導監

「書く」ですね。それから「聞く」という調査も今回ありましたけども、それはもう参考値とする形で、公式に数値は出さないという形になっています。

## 森田委員

外国の方がおいでる率で、四国を見たら高知県は一番低い、香川県が一番多いですけど、これからいろいろアジアの方とかいろんな文化の方々が来るときに、使わない選択肢はもうないのではないかなと思っていまして。

## 学校教育課学力向上指導監

日常の生活から英語に触れる場面が多いとか、興味を持つことがあるとかいうことが、やっぱりこういうものにつながっているということなので、そういうことでいえば、高知の子供たちについても、ALTの数を増員したり、授業の中で活用したりというようなことも、また今後進めていきたいと思います。

## 森田委員

必要な気がすごくしました。

## 山本教育長

この件に関しまして、ほかに質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

# **委員一同**

## 山本教育長

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたしま す。

閉会 午後4時30分

署名		
教育長		
1 釆禾昌		